

若者定住促進助成事業Q & A

新築住宅等取得助成事業

Q1: 対象者は？

A: 町内に住宅を取得(新築・中古購入・改築)する下記の要件に当てはまる方が対象です。

- ・住宅取得時点で満45歳未満の方
- ・町内に住宅を取得し、印南町の住民として定住の意志がある方
- ・新築及び購入する住宅の延べ床面積が70㎡以上280㎡以下
- ・新築又は購入されてから平成23年10月1日以降に所有権取得登記をした方
- ・新築住宅等の取得又は改築に1,000万円以上の費用を要した方
- ・町税等に滞納のない方

Q2: 共同持分で住宅を取得した場合も対象となりますか？

A: 土地、建物の登記名義人が対象者と考えています。共同持分の場合、取得価格を持分により按分し、判断いたします。具体的には取得に要した費用2,000万円で持分1/2であれば対象。1/3であれば取得価格要件を満たさないのが対象外となります。

Q3: 世帯員に公務員がいるとすべて対象外になるのですか？

A: 平成29年4月1日より、資格要件から「申請者(登記名義人)が公務員でないこと」が撤廃されました。現在、「申請者(登記名義人)が公務員である」場合は、平成29年4月1日以降に新築住宅の引き渡し・購入・改築を行い、所有権保存登記または所有権移転登記が平成29年4月1日以降である場合のみ対象となります。さかのぼって申請することはできません。

Q4: 土地が他人名義でも対象となるのか？

A: 自らの住宅を取得し、生活基盤を町内において居住してもらうことが定住につながることから、対象とします。息子世帯がUターンし、親の住宅に隣接して親の土地に住宅を新築した場合も対象となります。あくまで住宅取得による定住促進が目的です。

Q5: 法人名義で登記している場合は対象になりますか？

A: 法人は対象になりません。

Q6: 住宅新築内容に車庫があったり、建売購入に門や塀があったり、中古住宅に物置小屋があったりした場合は全部対象とならないのか？

A: 原則、居住に必要な設備を玄関、居室、台所、トイレ、浴室と考えておりますが、新築するにあたり、それぞれの費用を区分けすることもできないので、住宅の付属建築物・構築物についても対象とします。また、中古住宅については、すべてセット料金ですので対象となります。

Q7: プレハブや倉庫の取得をもって住宅取得となるのか？

A: 人の居住の用に供する住宅なので、玄関、居室、台所、トイレ、浴室を備えていることが最低条件と考えています。併用住宅の場合は、居住部分があり、取得価格が 1,000 万円以上の建物が対象となります。

Q8: 店舗との併用住宅を建築した場合は対象になりますか？

A: 店舗との併用住宅も助成金の対象となります。ただし、居住部分があり、取得価格が 1,000 万円以上の建物が対象となります。なお居住部分には居室のほか玄関、居室、台所、トイレ、浴室を備える必要があります。

Q9: 5 年以内に転出した場合の返還金の内容は

A: 居住期間に応じて返還金の割合を設定しています。具体的には、1 年未満 100 万円、1 年以上 2 年未満が 70 万円、2 年以上 3 年未満が 50 万円、3 年以上 4 年未満が 30 万円、4 年以上 5 年未満が 10 万円の返還金が発生します。

Q10: 申請の受付はいつからできますか？

A: 平成 23 年 10 月 1 日から年間を通じて随時受付をしています。

Q11: この事業はいつまで行われるのですか？

A: 令和 9 年 3 月 31 日までの事業となっています。
令和 9 年 3 月 31 日までに申請をした住宅が対象となりますが、交付決定を受けてから 5 年以内に転出した場合は、助成金を返還していただくこととなります。

Q12: 年間の申請件数の制限はありますか？

A: 毎年度 15 件程度を想定していますが、それ以上の申請があれば補正予算で対応していく予定となっていますので、申請件数の制限はありません。その場合には予算の準備のため、補助金の交付にお時間を頂くことがあります。
